

諮問番号：諮問第 3 0 9 号

答申番号：答申第 3 0 9 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下「法」という。）第 7 8 条第 1 項の規定による費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

(1) 本件処分に係る事実経過は、次のとおりである。

ア 審査請求人の死亡した夫（以下単に「夫」という。）は、平成 3 1 年 2 月から令和 3 年 1 月までの間に得た家賃収入（以下「本件収入」という。）について申告しておらず、同期間の生活保護（以下「保護」という。）費に過払いが生じたとして、処分庁から同年 4 月 2 8 日付けで法第 7 8 条第 1 項の規定による費用徴収決定処分（以下「本件令和 3 年処分」という。）を受けたが、審査請求人はその当時の世帯員である。

イ 令和 5 年 2 月 2 日、審査請求人の保佐開始の審判が確定し、保佐人には代理人が選任されている。

ウ 令和 5 年 1 0 月 2 3 日、夫は死亡した。

エ 令和 5 年 1 2 月 6 日、審査請求人による家庭裁判所に対する夫の相続を放棄する旨の申述が受理された。

オ 令和 6 年 5 月 2 4 日付けで、審査請求人は、本件令和 3 年処分を受けた夫が死亡したため、法第 7 8 条第 1 項の規定による徴収金の支払義務（以下「本件債務」という。）の基となる、不正の事実を認識していた世帯員である審査請求人に本件債務が引き継がれることを理由に、本件処分を受けた。

- (2) しかしながら、審査請求人は、夫が本件令和３年処分を受けるまで、夫に本件収入があるという事実こそ認識していたが、保護は生活が苦しい人が受けることができるものとの認識であり、当時、現に生活が苦しかったことから、本件収入があるという事実が不正に当たるとの認識はなかった。
- (3) また、法第７８条第１項は、費用徴収対象者を不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者と規定しており、法第６３条が費用返還対象者を被保護者と規定していることとは異なるところ、本件令和３年処分の基となった共同住宅（以下「本件共同住宅」という。）住宅は夫が所有しており、本件収入も夫に帰属していたことから、処分庁は不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者は夫であると判断して、夫のみを名宛人として処分したと考えられる。にもかかわらず、世帯員であったこと、すなわち、被保護者であったことを理由に、審査請求人を名宛人としてなされた本件処分は、法第６３条の規定と取り違えたことによるもので、違法である。
- (4) さらに、本件処分が、審査請求人が相続放棄をしたという事情において、審査請求人に本件債務を引き継がせる目的で行われたことは、民法（明治２９年法律第８９号）が定める相続放棄の趣旨にも反する。
- (5) 審査請求人は、令和５年８月２８日から現に保護を受けているにもかかわらず、本件処分を受けたことで、財産権及び健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵害されている。
- (6) 処分庁は、審査請求人及び夫（以下「審査請求人ら」という。）の共同の不法行為が成立しており、審査請求人に対し、本件処分をすることが適法だった旨主張しているが、法第７８条第１項は「不正な手段により保護を受け」と規定しており、「不正な手段」であるからには、文理上、不正な手段を用いる故意が必要である。これは、過失により保護を受けた場合の返還義務の根拠となる法第６３条との比較からも明らかである。
- (7) 処分庁が審査請求人に共同の不法行為が成立するとした理由は、処分庁が不正の事実について確認した際、応答は主に審査請求人が行い、本件収入の存在及び本件収入の未申告を認めたことによるものであるところ、審査請求人は当該事実については不知である。

仮に、そのようなやり取りがあったとしても、それは審査請求人が夫に代わり事

情を説明したものであって、夫及びそれを補助した審査請求人に本件共同住宅の存在及び本件収入を申告しなかった過失があることは示したとしても、不正な手段を用いる故意があることの立証とはなっていない。

事実、処分庁が審査請求人らに対して説明を行った際に、審査請求人は返還の必要があることを理解して、夫名で返還誓約書及び履行延期申請書を提出したとされているから、そもそも、申告義務を理解していなかったと推認できる。

仮に、審査請求人らに共同の不法行為が成立したとしても、それは過失によるものであり、法第78条第1項に規定する「不正な手段」には該当せず、処分庁による不正な手段を用いる故意の立証もない。

- (8) 処分庁は、故意に保護費を過分にもらう目的があったと認められる理由として、審査請求人は、夫が本件共同住宅を所有し、本件収入を得ていることを認識しているにもかかわらず、処分庁から指摘があるまで収入申告をしなかったことを主張している。しかしながら、これは本件共同住宅を所有し、本件収入を得ている事実を隠す故意があったことの立証とはなっていない。夫を世帯主、審査請求人を世帯員とする世帯（以下「審査請求人世帯」という。）は、当時の収入では生活が苦しく、友人に相談したところ、保護の申請をするに至ったという事実があるのみである。
- (9) 審査請求人は、本件共同住宅を所有し、本件収入を得ている事実を隠したのではなく、本件共同住宅は銀行に借金し建てたものであり、自分たちのものという意識がなかったのである。事実、処分庁からA市内に本件共同住宅を所有しているのではないかという具体的な質問を受けたことで、申告が必要な資産であったと理解し、隠すことなくありのままを説明している。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分の法第78条第1項の適用及び費用徴収額の算定については、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件処分は、本件収入が未申告であったことを理由として行われたものであるため、法第78条第1項の適用及び費用徴収額の算定について違法又は不当な点がないかどうか、以下判断する。

1 法第78条第1項の適用について

法第61条は、生計の状況に変動があったときの届出の義務を、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(2)のウの(ア)は、財産収入を得ている者については、その実際の収入額を認定する旨を定めている。

また、法第78条第1項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者があるときは保護費を支弁した都道府県の長はその費用の額の全部又は一部をその者から徴収する旨を、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引」という。）Ⅳの4の(1)は、法第78条第1項の不実の申請その他不正な手段とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる旨、及び被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても、法第63条でなく法第78条第1項を適用すべき旨を定めている。

このことについて、平成31年3月14日、処分庁は、審査請求人らに対する保護を開始するに当たって、審査請求人らに対し、「生活保護における収入の申告等について（確認）」（以下「本件確認書」という。）に記載された内容を朗読した上で、定期的な面接や収入申告等の保護受給中の注意事項について説明したこと、また、その際に審査請求人らが提出した本件確認書には、収入申告の義務等について記載されており、処分庁から説明を受け理解したことを認める夫の署名及び押印があること、収入申告の義務は、保護の実施機関の指導等によることなく、被保護者が自主的に果たすべきものであることを勘案すると、審査請求人は、本件収入について収入申告が必要であることを十分に認識していたものと判断できる。

にもかかわらず、審査請求人らは、本件共同住宅に係る資産申告書及び本件収入に係る収入状況申告書の提出を行っていなかった事実が認められる。

このことは、「積極的に虚偽の事実を申し立てること」又は「消極的に事実を故意に隠蔽すること」に該当し、法第78条にいう「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たものであると言える。

よって、法第78条第1項の適用に違法又は不当な点はない。

2 費用徴収額の算定について

「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３－２３は、収入認定の際に認められる控除の適用に当たって、法第７８条を適用する場合、「意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」と定めている。

このことについて、別紙のとおり、処分庁は、平成３１年２月から令和３年１月までに支給した保護費のうち、本件令和３年処分後に審査請求人から徴収した２０,０００円を除いた９９７,９５５円を費用徴収額として決定しているところ、その算定方法に誤り等は認められない。

３ 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、処分庁は本件令和３年処分において、本件共同住宅は夫の所有であり、本件収入も夫に帰属していたことから、夫のみを本件令和３年処分の相手方としたものと考えられるところ、審査請求人がその当時世帯員であったことを理由として本件処分を行うことは、「不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者」を対象とする法第７８条第１項の規定と、「被保護者」を対象とする法第６３条の規定とを取り違えるものであり、違法である旨主張している。

しかしながら、平成３１年３月１４日に処分庁が審査請求人宅を訪問し、保護受給中の注意事項等を説明して本件確認書の提出を求めた際には審査請求人もこれに同席していたことが認められ、また、令和２年１２月２日に処分庁が審査請求人宅を訪問し、本件共同住宅の所有について確認した際、審査請求人は、本件共同住宅は夫が養父から相続した土地の上に建築したものであること、本件共同住宅を建築する際、Ｂ金融機関から多額の借入れをしており、本件収入については当該借入れの返済額との差額が同金融機関から夫に振り込まれていること、夫が脳梗塞を患い、年金と本件収入だけでは生活が厳しくなったため、友人の助言に基づいて保護を申請したこと等を自ら説明し、夫名での返還誓約書を提出したことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人は、保護の受給を開始するに当たり、本件収入が存在することを把握しながら故意にこれを申告しなかったものであって、夫と共同して自ら「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たものと認められる。

そして、処分庁は、上記の事実関係に照らし、審査請求人世帯の構成員である審査請求人らが共同して「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たものであるとの認識の下、審査請求人世帯の世帯主である夫に対して本件令和３年処分に係る処分通知書を発出したものと認められるところ、本件令和３年処分については、当該通知書の到達をもって審査請求人らに対して効力を生じたものと解され（大山典宏編著「精選生活保護運用実例集」８７０～８７３頁（第一法規、２０２３年）並びに最高裁判所第一小法廷昭和５７年７月１５日判決及び同判決の判例評釈である斎藤誠ほか編「行政判例百選Ⅰ〔第８版〕」１１０頁及び１１１頁（有斐閣、２０２２年）参照）、本件処分についても、本件令和３年処分と同一の理由に基づき、適法に行われたものと認められる。

よって、審査請求人の主張を採用することはできない。

- (2) また、審査請求人は、本件共同住宅が自分たちのものであるとの意識がなく、本件共同住宅を所有している事実や本件収入の存在を隠蔽する意図はなかった旨主張している。

しかしながら、生活保護申請書並びに資産申告書及び収入状況申告書の提出に際し、処分庁から保護受給中の注意事項等に係る説明を受けた際にも当該各事実を申告せず、その後も本件収入に係る記載のない収入状況申告書を提出し続けていたことにも照らせば、当時、審査請求人において本件収入の存在等を隠蔽する意図がなかったと認めるのは困難であると言わざるを得ない。

よって、審査請求人の主張を採用することはできない。

- (3) その他、審査請求人は縷々主張しているが、審査請求人は自ら「不実の申請その他不正な手段により保護を受けた」ものであり、これらの主張は本件処分の違法性又は不当性の判断に影響するものとは認められない。

4 その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４５条第２項の規定により棄却されるべきである。

第４ 調査審議の経過

令和８年２月１３日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第４３条第１

項の規定に基づく諮問を受け、令和 8 年 5 月 1 9 日の審査会において、調査審議した。

また、行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 74 条の規定に基づき、処分庁に対して調査を行った。

第 5 審査会の判断の理由

1 調査の実施について

- (1) 事件資料によると、処分庁は、本件令和 3 年処分通知書は、審査請求人も本件債務の当事者であるが、便宜上、当時世帯主であった夫を名宛人としているにすぎず、本件債務については、審査請求人らが共同不法行為者であり、夫が死亡し世帯主が審査請求人になったため、連帯債務者である審査請求人に対して本件処分を行ったものである旨を主張している。

そこで、当審査会において、本件令和 3 年処分の決定時に、処分庁として行った意思決定の過程や考慮要素が分かる資料（ケース診断会議の記録、決裁の伺い等）について提出を依頼した。

- (2) この依頼に対して、処分庁から回答書と本件令和 3 年処分実施時の資料として「返還金徴収金金額決定伺」の提出を受けた。

以下、事件資料に加え、この処分庁からの提出資料を踏まえて検討する。

2 法第 7 8 条第 1 項の適用について

法第 6 1 条は、生計の状況に変動があったときの届出の義務を、次官通知第 8 の 3 の(2)のウの(ア)は、財産収入を得ている者については、その実際の収入額を認定する旨を定めている。

また、法第 7 8 条第 1 項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者があるときは保護費を支弁した都道府県の長はその費用の額の全部又は一部をその者から徴収する旨を、手引Ⅳの 4 の(1)は、法第 7 8 条第 1 項の不実の申請その他不正な手段とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる旨を定めている。

審査請求人らは、本件収入について収入申告が必要であることを十分に認識していたにもかかわらず、本件共同住宅に係る資産申告書及び本件収入に係る収入状況申告書の提出を行っていなかった事実が認められる。このことは、積極的に虚偽の事実を申し立てること又は消極的に事実を故意に隠蔽することに該当し、法第 7 8 条の不実

の申請その他不正な手段により保護を受けたものであるといえる。

問答集問 13-23 は、収入認定の際に認められる控除の適用に当たって、法第 78 条を適用する場合、「意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」と定めている。

このことについて、別紙のとおり、処分庁は、平成 31 年 2 月から令和 3 年 1 月までに支給した保護費のうち、本件令和 3 年処分後に審査請求人から徴収した 20,000 円を除いた 997,955 円を費用徴収額として決定しているところ、その算定方法に誤り等は認められない。

よって、法第 78 条第 1 項の適用に違法又は不当な点はない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、処分庁は本件令和 3 年処分において、本件共同住宅は夫の所有であり、本件収入も夫に帰属していたことから、夫のみを本件令和 3 年処分の相手方としたものと考えられるところ、審査請求人がその当時世帯員であったことを理由として本件処分を行うことは、「不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者」を対象とする法第 78 条第 1 項の規定と、「被保護者」を対象とする法第 63 条の規定とを取り違えるものであり、違法である旨主張している。

審査請求人は、保護の受給を開始するに当たり、本件収入が存在することを把握しながら故意にこれを申告しなかったものであって、夫と共同して自ら、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたものと認められる。

民法第 719 条第 1 項には、「数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。(後略)」と規定されている。

このため、処分庁は、上記の事実関係に照らし、審査請求人世帯の構成員である審査請求人らが共同して、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたものであるとの認識の下、夫及び審査請求人の状況を考慮した上で、審査請求人世帯の世帯主である夫に対して本件令和 3 年処分に係る処分通知書を発出したものと認められるところ、本件令和 3 年処分については、当該通知書の到達をもって審査請求人らに対して効力を生じたものと解され、本件処分についても、本件令和 3 年処分と同一の理由に基づき、適法に行われたものと認められる。

よって、審査請求人の主張を採用することはできない。

4 その他

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

5 結論

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大 脇 成 昭

委員 平 岩 みゆき

委員 吉 岡 秀 樹